

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	作文	問題	留学の意義と問題点について、自由に論じなさい。
		出題の意図	留学という受験生にとって最も身近な問題を論じさせることにより、日本語作文能力を判定するものである。論理的で説得力のある文章が書けるかどうかの評価の基準であり、論述内容の独創性を問うものではない。
3月	作文	問題	「あらゆる国と地域の公用語を英語に統一すべきである」という意見に対する自分の見解を述べなさい。
		出題の意図	英語の公用語化という世界的に論争の多い一般的・抽象的な問題を論じさせることにより、日本語作文能力を判定するものである。論理的で説得力のある文章が書けるかどうかの評価の基準であり、論述内容の独創性を問うものではない。

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	民法	問題	<p>第1問 高齢で痛風に悩まされているAは、健康食品を販売するBから、商品甲について、「痛風の原因となる尿酸値を下げて、痛風の症状を緩和させる画期的な健康食品である」との説明を受けた。この説明を信じたAは、Bとの間で、商品甲を5箱(代金合計20万円)購入する契約(以下、「本件売買契約」という。)を締結した。しかし、商品甲は小麦粉と塩を水で溶いて固めただけのもので、Bが説明したような効能はなかった。そのことを知ったAは、本件売買契約の効力を否定したいと考えている。そのための法律構成としてどのようなものが考えられるか、また、各法律構成においてAがどのような主張をする必要があるかについて、検討しなさい。</p> <p>第2問 新聞社Aは、政治家であるBが公共工事の業者選択に際して賄賂を受け取ったとの記事を、同社発行の新聞に掲載した。その内容は、他の新聞やテレビのニュースでも大きく報道された。Bが、Aに対して損害賠償を求めることは可能か、また、その請求に対して、Aはどのような反論をなすことができるかをふまえたうえで、BからAに対する損害賠償請求が認められるかについて検討しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、1つの事例について、複数の制度・規範の適用可能性がある場合において、適用可能な制度・規範を適切に挙げて、各制度における要件を適切に論じることができるかを問うものである。具体的には、本問では、詐欺及び錯誤の各要件充足の有無について、判例法理もふまえつつ、検討することが求められる。</p> <p>第2問 本問題は、事実の摘示による名誉毀損について、判例の判断枠組みをふまえて、社会的評価の低下が名誉毀損における法益侵害であること、それに対して、被告の側からのいわゆる「真実性の抗弁」及びいわゆる「相当性の抗弁」によって責任が否定されることについて、その基礎的知識を問うものである。</p>
3月	民法	問題	<p>第1問 Aは、B・C夫婦の間に2004年1月に生まれた子である。2006年1月にAの父であるBが死亡し、Aは、Bが所有していた本件土地を相続によって取得した。2014年1月にBの弟Dが経営するE社がF銀行から事業資金の貸付を受けることになった。その際、Aの母であるCは、Dから依頼を受けて、F銀行のE社に対する貸付金債権を担保するため、未成年者であるAの親権者としてAを代理して、F銀行との間で本件土地につき抵当権設定契約を締結した。この抵当権設定契約の効力について検討しなさい。</p> <p>第2問 Aは、Bに対して、履行期の到来した50万円の債権(以下、「α債権」という。)を有している。平成28年2月10日、Aは、Cに対して、α債権を譲渡する旨の契約を締結した。同日、Aは、Bに対して、同日付の内容証明郵便で、α債権をCに譲渡した旨の通知を発し、その通知は、同月13日にBのもとに届いた。ところが、平成28年2月11日、Aは、さらに、Dに対しても、α債権を譲渡する旨の契約を締結した。同日、Aは、Bに対して、同日付の内容証明郵便で、α債権をDに譲渡した旨の通知を発し、その通知は、同月12日にBのもとに届いた。平成28年2月25日、CがBに対して、Aから譲り受けたα債権の履行として50万円の支払を請求した。この場合において、α債権のAからCへの譲渡とAからDへの譲渡の優劣関係を踏まえた上で、BがCの上記請求に応じなければならないかを検討しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、親権者が未成年の子を代理しておこなった法律行為の効力に関して、民法の規定のしくみ及び判例の判断枠組みについての基本的知識をふまえつつ、法律関係を具体的かつ適切に説明できるかどうかを問うものである。</p> <p>第2問 本問は、債権の二重譲渡があった場合において、債権譲受人の一人が、債務者に対して、譲受債権の履行請求をすることの可否について、民法の規律の理解を問うとともに、その規律を具体的事例に適用することができるかどうかを問うものである。</p>

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	商法	問題	<p>第1問 監査等委員会設置会社の制度趣旨および仕組みを論述しなさい。また、監査等委員会設置会社と監査役会設置会社とを比較して、両者の相違点が明らかになるように論述しなさい。なお、解答においては必ず条文を引用すること。</p> <p>第2問 次の文章を読んで、下記の〔問い〕に答えなさい。 Y1株式会社(公開会社。以下、Y1社と記す)は、自らが総議決権の85%を支配する子会社であるY2株式会社(公開会社であって、発行済み株式総数は10万株である。以下、Y2社と記す)を吸収合併することを企図していた。 そこでまず、平成26年10月1日に開催されたY2社の臨時株主総会(「第一総会」と記す)において、Y2社の発行済株式のすべてを種類株式とし、それを全部条項付種類株式に転換した上で、同年11月2日を効力発生日として、Y2社株一株につきY2社の発行する種類株式0.0003株を取得対価とする全部取得条項付種類株式の取得が決定された。その結果、Y2社の少数株主であったR(Y2社の総議決権の13%を保有)及びX(Y2社の総議決権の2%を保有)のうち、XがY2社株主から排除されることになった。しかし、このとき、会社法171条の2第1項に従ってY2社本店に備え置かれた計算書類に、粉飾を疑うべき重大な虚偽記載が含まれていたことが判明したので、Xは、同年11月23日、第一総会の決議取消を求めて訴えを提起した。 とところで、同年11月5日、Y2社はY1社と、Y2社を消滅会社、Y1社を存続会社とする合併契約(「本件合併契約」と記す)を締結した(合併の効力発生日は平成27年1月15日とされた)。同年12月1日に、Y2社の株主総会(「第二総会」と記す)が開催され、本件合併契約はY1とRの賛成によって承認されたが、同総会の招集通知は、当然Xには送付されていなかった。その後、平成27年5月27日になって、第一総会決議取消の訴えにつき、X勝訴の判決が確定した(「本件勝訴判決」と記す)。 〔問い1〕Xは、本件勝訴判決を受けて、平成27年6月1日になって、第二総会決議の取り消しを求めて訴えを提起することができるか。条文を提示して、答えなさい。 〔問い2〕平成27年6月1日の時点で、第二総会決議取消の訴えのほか、自己の正当な地位を回復したいXとしては、どのような訴えを提起することが考えられるか。そして、それについて認容判決を得ることはできるだろうか。条文を提示して、あなたの見解とその根拠を述べなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、会社法に導入された監査等委員会設置会社を取り上げ、その制度趣旨や仕組みについて受験者の基本的知識の有無を問うとともに、既存の制度との比較を通して監査等委員会設置会社の特徴がどの程度理解されているかを問うものである。</p> <p>第2問 本問は、株主総会決議取消訴訟(会社法831条)及び(吸収)合併無効の訴え(会社法828条1項7号)についての基本的理解を問うものである。 〔問い1〕では、第二総会決議取消訴訟について、すでに提訴期限が経過していることを指摘すれば足りる。 〔問い2〕では、XがY2社株主としてスクイズアウトされた第一総会決議取消の訴えにつき認容判決が確定した後に本件合併無効の訴えを提起しているから、Xは遡及的に合併承認決議(第二総会決議)時における株主として認められることを指摘し、そのことのゆえに第二総会の招集手続きにおいてXに対する招集通知漏れがあったことになること等が合併無効原因と認められるか、という点について論じることが求められている。</p>

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	知的財産法	問題	第1問 いわゆる「応用美術」の著作物性について説明しなさい。
			第2問 商標法第2条第1項についての平成26年改正の内容と意義について説明しなさい。
		出題の意図	第1問 「応用美術」の著作物性についての理解を問うものである。著作権法上の著作物として保護されるための要件についての基本的理解が備わっていることが求められる。
			第2問 平成26年改正により、色彩のみの商標及び音の商標といった「新しい商標」が商標法の保護の対象となったことについての理解を問うものである。

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	経済法	問題	<p>第1問 独占禁止法は、知的財産権と独占禁止法との関係について、どのように考えているか述べなさい。その際、「特許法などの知的財産権法は独占を保護し、独占禁止法は独占を禁止するから、両者は矛盾・対立する法律である」という主張についてどう考えるかも述べなさい。 (参考)「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」(独占禁止法21条)</p>
			<p>第2問 日本において有力な日本酒製造業者Aは、その製造した日本酒を卸売業者(B、C等)に販売し、卸売業者は小売業者(D、E、F等)に販売し、小売業者は消費者に販売している。Aはその製造する日本酒を販売する小売業者(D、E、F等)に対して、小売価格を10%引き上げを求めた。多くの小売業者はこれに応じた。これに対し、Fは抵抗し従来通りの価格で販売した。Aは、小売業者Fに対して、Fに販売している卸売業者Cを通じて、Aの日本酒の販売を停止したところ、Fは仕方なく小売価格を10%引き上げた。Aの行為は、独占禁止法に違反するか否か述べなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 知的財産権と独占禁止法との関係について述べ、独禁法21条の趣旨および解釈について正確に理解しているか、その趣旨・解釈により具体的な問題の解決ができるかを確認するものである。</p>
			<p>第2問 再販売価格の拘束について、要件の基本的な理解ができているか否か、拘束する行為と拘束の実効性を確保する行為を理解しているか、その公正競争阻害性はどこにあるか、正当な理由にはどのようなものがあり、どのような方法で考慮されるかを理解できているかを確認するものである。</p>

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	国際取引法	問題	<p>第1問 日本の自動車販売会社Xが、ドイツの自動車メーカーYからドイツ製自動車100台を輸入する契約を締結した。この売買契約では「本契約から生じる紛争は日本法に従って解決する」との条項が定められ、大阪地方裁判所に専属的裁判管轄を与える合意がなされていた。自動車100台はその後無事に日本に到着したが、Xがそれを検査したところ20台はバッテリーが不良のためエンジンがかからない状態にあった。そこでXはYに対して大阪地裁に損害賠償を請求する訴訟を提起した。以上の設例をもとに次の2つの小問に解答しなさい。</p> <p>[小問1] 本件訴訟においてウィーン売買条約(CISG)が適用されるか。条文上の根拠を明確に示した上で解答しなさい。(日本もドイツもCISGの締約国である。)</p> <p>[小問2] XはYに対して、訴訟を提起する前に、バッテリーの不良が見つかった自動車20台分について売買契約を解除する通知をYに送付していた。CISGが適用されることを前提として、Xが解除を行うための根拠となる条文を説明しなさい。 またXの解除に対して、Yが至急にバッテリーを交換することを申し出た場合にもXによる解除は認められるか。CISGが適用されることを前提として、場合分けをして解答しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第2問 「書式の戦い」について、CISG19条に言及しながら説明せよ。</p> <p>第1問 本問は、1)ウィーン売買条約の空間的な適用範囲に関する理解を確認するとともに、2)同条約が定める契約違反の救済制度に関する理解を特に解除との関係において確認することを目的とした問題である。それによって、解答者の国際私法及び契約法に対する基本的な知識と法解釈の基礎力を確認することが可能となる。</p> <p>第2問 「書式の戦い」とは何か、その解決方法としてどのような考え方があるかに言及した上で、CISG19条がそれにどのように対処しようとしているかを説明させる問題である。</p>

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	社会保障法	問題	第1問 我が国において、社会保険のうち「被用者保険」の各制度が適用される事業所に使用される者が、私生活上被った病気や怪我の療養のため休業し、その後、療養が長期にわたった末に離職した場合、その者の生活に必要な所得の保障は社会保障によってどのように行われるか、答えなさい。
			第2問 我が国の国民健康保険の財政は、どのような財源によって賄われているか説明しなさい。また、国民健康保険財政が抱える課題と、それに応えるために既に採られている措置について、説明しなさい。
		出題の意図	第1問 我が国において、社会保障諸制度の中核をなす被用者保険に関する問題であり、「私生活上被った病気や怪我」であることから、①労災が適用されない点、②医療保険による給付の中に「療養の給付」のみならず療養中の所得保障を目的とする給付が存在するという点、③被用者(労働者)が離職する場合の所得保障である雇用保険の求職者給付、④労働能力の喪失があった場合には公的年金(障害基礎年金・障害厚生年金)による所得保障が行われる点に関して必要な知識を備えているかを問う問題であり、医療保険・労働保険・年金保険に関して網羅的に知識を問う問題である。
			第2問 我が国社会保障制度の最大の課題の一つである「少子高齢化」が我が国の公的医療保険財政に与える影響、及びそれに対する現行の対応は、社会保障法を研究しようとする者にとって基本的な知識であり、それを備えているかを問う問題である。

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	国際法	問題	第1問 人道的干渉の合法性について論じなさい。
			第2問 自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)における国家報告制度の長所と短所について述べなさい。
		出題の意図	第1問 論争の多い概念について、近年の国家実行を踏まえた自身の見解を提示することを求める設問である。
			第2問 国際人権条約(自由権規約)における履行確保制度の知識を確認する設問である。

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	国際関係論	問題	<p>第1問 国際関係論における議論をふまえ、民主化(democratization)が国際政治上どのような意味をもつのかについて論じなさい。</p> <p>第2問 以下の語句から二つを選び、説明しなさい。選択した語句の番号を明記すること。 (1) 上海協力機構(SCO) (2) ミレニアム開発目標(MDGs) (3) G20</p>
		出題の意図	<p>第1問 デモクラティック・ピース研究の進展によって民主制をとる諸国間での不戦仮説が一般に受け入れられるようになったが、体制移行の不安定性、武力紛争の発生との相関性もまた研究上指摘されるようになり、他方で、1990年代以降は体制移行期諸国への支援のために国際的な介入がなされるようになった。理論的観点からでも、具体的な事例についてでもかまわないが、国際政治と国内政治との連関性についての理解を問うものである。</p> <p>第2問 いずれも国際関係を理解するうえで必要な基礎的な語句を扱う問題である。</p>
3月	国際関係論	問題	<p>第1問 南北間の格差について、国際関係論ではどのように説明してきたか、複数の理論的立場に触れながら論じなさい。</p> <p>第2問 あなたが知っているゲーム理論のモデルを用いて、①国家間の協調、②国家間の紛争、の背後にあるメカニズムをそれぞれ説明しなさい。その際、具体的な例示をすること。</p>
		出題の意図	<p>第1問 南北関係、途上国の発展に関する、国際関係論における議論の把握度を問うものである。従属論、近代化論、またいわゆるワシントン・コンセンサスに基づく自由化論などについて、基本的な説明を求める問である。</p> <p>第2問 囚人のジレンマやチキンゲーム、恋人ゲームといったゲーム理論のモデルを用いて、①国家間の協調、②国家間の紛争、の背後にあるメカニズムをそれぞれ説明させる問である。軍縮を国家間の協調とするならば、囚人のジレンマゲームの枠組みを使い、制度の存在や将来の影の重要性を指摘できる。軍拡を紛争とすれば、1回きり同時手番ゲームのナッシュ均衡であることを論じることができる。</p>

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	政治学	問題	以下の2問の全てに解答せよ。なお、解答の順序はいずれから始めても構わないが、その解がどの問いに対する解答なのかを明示すること。
			第1問 欧米における第2次大戦前の権力論と大戦後のそれとの異同について、代表的な論者の具体的議論を挙げつつ詳述せよ。
		出題の意図	第2問 カール・シュミットの政治概念について詳述した上で、それを20世紀以降の政治概念に関する代表的論者2名以上の議論と対比せよ。
			第1問&第2問 政治学の重要問題に関する、最も基本的で重要な理論家や概念等に関し、第一に、個々の理論家や概念に即しながら、正確な知識が身に付いているか否かを考査する。同時に、そうした個別的知識を複数個組み合わせた、より大きな問題に対する解答を求めることにより、政治学のより全体的な言説構造の理解が的確なものであるか否かを問い、外国人学生としての適正を考査する。

平成28年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	日本政治 外交史	問題	第1問 1941年12月の太平洋戦争へと至る過程において、日米間の対立を一層深刻化させた要因を三つ挙げ、それぞれについて解説を行ったうえで、それらが日米関係にどのような悪影響をもたらしたのかについて論ぜよ。
			第2問 本年は戦後70周年の節目であるが、「世界平和への貢献」という観点からサンフランシスコ講和条約締結以降から現在までの日本の歩みを検証し、その是非を問うとともに今後の方向性について根拠を明示しながら私見を述べよ。
		出題の意図	第1問 太平洋戦争へと至る日米関係においては、いくつかの重要な要因によって両国関係の信頼を損なわれた。それらは人種問題、経済問題、そして外交政策等など、複合的なものであるが、この中から任意に選択させることによって戦前期の日米関係全般に関する基礎知識を問う。
			第2問 戦後70周年の節目における首相談話が注目されているところであるが、戦後日本はひたする軍事と戦争を忌避し、その結果極めて特異な安全保障観が醸成された。しかし、軍事と戦争の忌避は果たして「世界平和」の維持に繋がっているのだろうか。極めて多角的な方面から回答できる問題であるが、これによって戦後日本の安全保障政策に関する基本的な理解を問う。